

第86回 定時株主総会招集ご通知



日 時	2025年6月27日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
場 所	東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー3階 品川ザ・グランドホール
決 議 事 項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 当社株式の大規模買付行為 に関する対応策（買収への 対応方針）継続の件

- 本株主総会の目的事項に関する事前質問を受け付けております。詳細は7頁をご確認ください。
- 本総会はインターネットによるライブ配信を実施いたしますので、郵送又はインターネットによる事前の議決権行使と併せ、ご活用をご検討ください。

証券コード：8043

 **スターゼン**

経営理念

食の感動体験を創造することで 世界中の人々と食をつなぎ続ける

スターゼンと取引をしてよかったといわれる会社になろう

当社はすべてのステークホルダーへの社会的責任を果たすことを使命として認識しています。特に当社を信頼いただき、お取引いただけるお得意先様の成長のために何をすべきかを常に考え、お得意先様の満足度向上に努めています。



スターゼンで働いてよかったと思える会社になろう

お客様に対して高い価値を届け続けるためには、従業員一人ひとりがやりがいや貢献意欲を持って、自らの資質や能力を最大限発揮することが大切です。その実現に向けて職場環境を整えるとともに、従業員の満足度向上にも努めています。



仕事を通じて自ら成長しよう

「常に安全・安心な商品を提供すること」により社会から必要とされる企業であり続けるために、課題解決に向け従業員一人ひとりが仕事を楽しみ、仕事を通じて自ら成長できる職場環境を整えます。



株主の皆さまへ

平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。
当社第86回定時株主総会の招集ご通知をお届けいたします。
スターゼングループが果たすべき役割は、「食」を通じて社会に貢献し、新たな価値を創造することです。食の可能性を広げ、世界中の皆さまに感動をお届けしたい。その想いを胸に、私たちはこれからも変化を恐れず、持続的な成長を実現してまいります。

引き続き、株主の皆さまには一層のご支援を賜りますよう、
お願い申し上げます。



代表取締役社長 横田 和彦

ブランド・ビジョン

「いただきます」で、もっと元気に。
「ありがとう」で、もっと笑顔に。

創業以来ずっと大切にしてきたこと。
世の中の役に立ちたい。
何ごとにも誠実に一生懸命に。
食肉を身近なものにしたいという想いから、
前例のない挑戦を続け、
業界の発展に尽くしてきました。

新たな可能性を信じ、食肉から“食”へ。
天空に輝く星のように、
世の中に輝く星となれるように。
「スターゼン」にはそんな願いが込められています。

長年にわたり皆さまに支えられて今があります。
尊い命を大切にすること、
安全安心な商品をつくる責任、
そして届ける使命があるからこそ、
今も産地からお客さまへ安定して
“食”をつなぐことができています。

“食”には日常の中にある感動を創るチカラがあります。
大切なあの人々が今日も元気いっぱい過ごせるチカラ。
一日の疲れを癒し、明日へのやる気を生み出すチカラ。
仲間とのいこいの場で人と人をつなぐチカラ。
つくる人、たべる人、すべての人を笑顔にするチカラ。

ひとつでも多くの「いただきます」で、
もっと元気な明るい社会を。
たくさんの「ありがとう」で、もっと笑顔が輝く世界を。

スターゼンはこれからも“食”の可能性と共に
新たな感動を創り続けます。

(証券コード8043)
2025年6月10日
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目5番7号
ス タ ー ゼ ン 株 式 会 社
代表取締役社長 横 田 和 彦

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第86回定時株主総会招集ご通知」及び「第86回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交
付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.starzen.co.jp/ir/investor_info/soukai.html



また、電子提供措置事項は上記のウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイト
にも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの
上、「銘柄名（会社名）」に「スターゼン」、又は「コード」に「8043」（半角）を入力・検索し、
「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を
行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討
の上、5頁に記載の「議決権行使方法のご案内」に従って2025年6月26日（木曜日）午後5時ま
でに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区港南二丁目16番4号
品川グランドセントラルタワー3階 品川ザ・グランドホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）

3. 会議の目的事項

【報告事項】

1. 第86期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
2. 第86期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件

【決議事項】

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対
応方針）継続の件 |

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき、賛否の表示がされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効といたします。またインターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効といたします。

以上

-
- ◎当日ご出席の場合には、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎書面交付請求をいただいた株主さまには、電子提供措置事項を記載した書面を合わせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
- ①事業報告の以下の事項
 - ・会社の新株予約権等に関する事項
 - ・株式会社の支配に関する基本方針
 - ・業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
 - ・剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ②連結計算書類の以下の事項
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結注記表
 - ③計算書類の以下の事項
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ④監査報告書の以下の事項
 - ・連結計算書類に係る会計監査報告書
 - ・計算書類等に係る会計監査報告書
 - ・監査役会の監査報告書
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎本株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.starzen.co.jp/>）において掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

郵送による議決権の行使の場合



行使期限

2025年6月26日(木曜日)午後5時必着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権の行使の場合



詳細は次ページをご覧ください

行使期限

2025年6月26日(木曜日)午後5時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

- (1) 行使期限は2025年6月26日(木曜日)午後5時までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (3) パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (4) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

当日ご出席の場合



株主総会日時

2025年6月27日(金曜日)午前10時開催

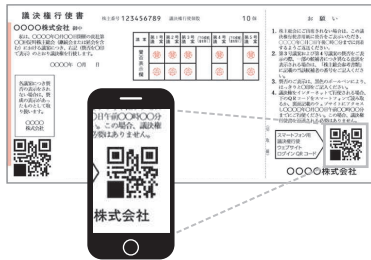
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
株主総会当日は、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

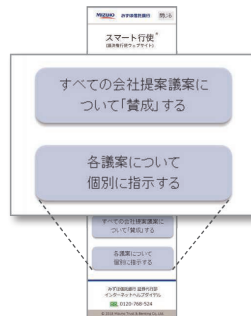
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



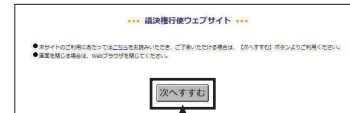
「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

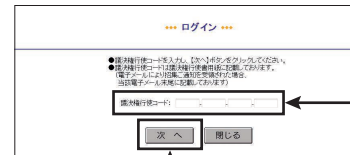
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

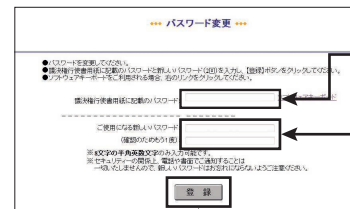
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00 ~ 21:00)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会インターネットライブ配信および事前質問受付のご案内

株主総会当日に会場以外でも株主総会の様子をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。
また、本株主総会へご来場されない株主様に向けて、下記の受付方法におきまして、事前質問を受け付けております。

1. ライブ配信のご案内

配信日時：2025年6月27日（金）10時00分～株主総会終了まで
※9時30分から配信を開始いたします。

視聴方法

パソコン・タブレット・スマートフォン等にて下記のURL又はQRコードから
配信サイトにアクセスし、下記のIDとパスワードを入力してご覧ください。

URL	https://live.svpcloud.jp/stream/86kai-starzen-soukai/	
ID		パスワード

QRコード



インターネットライブ配信ご視聴にあたっての注意事項

- 今回、ご視聴される株主様は会社法上、株主総会への出席とは認められません。そのため当日会場にご出席される場合と異なり、議決権行使はできませんので、事前に郵送やインターネット等からの議決権行使をお願い申し上げます。また同様にご意見やご質問も行えないことを、予めご了承ください。
- ご使用のパソコン・スマートフォン等やインターネットの接続環境により、ご視聴いただけない場合又は映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、予めご了承ください。
- やむを得ない事情により、ライブ配信ができなくなる場合がございます。
- ご視聴いただくための通信料金等は各株主様のご負担となります。
- ライブ配信映像の撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- 視聴用のID及びパスワードの株主様ご本人以外への譲渡は固くお断りいたします。
- 当日の会場映像は、ご出席の株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席株主様が映りこんでしまう場合がございます。
- 株主総会終了後1週間程度をめぐに、当社ホームページにおいて、株主総会での事業報告等の模様を公開する予定でございます。

インターネットライブ配信に関するお問い合わせにつきまして

インターネットライブ配信にあたり、当日にご不明点がございましたら、下記窓口へお問い合わせください。

スターゼン株式会社 ライブ配信サポート窓口

受付日時：2025年6月27日(金曜日) 9時00分～株主総会終了まで
電話番号：

2. 事前質問受付のご案内

受付期間：2025年6月10日（火）9時00分～
2025年6月18日（水）17時00分まで

【受付方法】

下記の事前質問受付窓口より株主番号、株主様氏名、ご質問内容をご入力ください。

URL	https://forms.office.com/r/358LrGSrIT	
QRコード		

* ご注意 *

- ご質問は本株主総会の目的事項に関する内容で、株主様お一人当たり1問に限らせていただきます。
- 株主様よりいただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるご質問に関しては、可能な限り本株主総会でご回答させていただく予定ですが、運営の都合上、すべてのご質問にお答えできない場合がございます。また、ご回答できなかった場合でも、ご質問への個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分は、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要政策の一つとして認識しており、株主の皆様へ安定した配当を実施していくことを基本方針としております。株主還元指標として「DOE3.0%を目指す」との定量的な目標を掲げ、安定的かつ継続的に配当を拡充してまいります。また、経営環境の変化に対応し、機動的な自己株式の取得等も検討いたします。

第86期の期末配当につきましては、当期の業績及び財務状況等を総合的に勘案し、前期に比べ普通株式1株当たり30円増配の110円とさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき 110円

配当総額 2,142,766,780円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

(注) 当社は2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。当期の期末配当につきましては、配当基準日が2025年3月31日となりますので、当該株式分割前の株式数を基準として配当を実施いたします。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	当社における現在の地位及び担当
1	重 任	よこ た かず ひこ 横田 和彦	代表取締役社長 直轄部門：品質保証本部・監査部・コンプライアンス推進部
2	重 任	うずらはし まさ お 鵜橋 正雄	常務取締役 海外本部・マクドナルド事業本部・営業本部管掌
3	重 任	たか はし まさ みち 高橋 正道	常務取締役 製造本部・スターゼンミートプロセッサー(株)管掌
4	重 任	さ な つね ひろ 佐奈 常裕	取締役 財務経理本部・管理本部管掌
5	重 任	たか はま りょういち 高濱 良一	取締役 経営本部・ICT本部・物流本部管掌 経営本部長
6	重 任	おお はら わたる 大原 亘	社 外 独 立 取締役
7	重 任	よし さと か く 吉里 格	社 外 取締役
8	重 任	え とう ま り こ 江藤 真理子	社 外 独 立 取締役
9	重 任	お ごし しん ご 小越 信吾	社 外 独 立 取締役

(注)当社における地位及び担当は、2025年4月1日現在のものを記載しております。

候補者
番 号

1

よこ た
横田

かず ひこ
和彦 (1964年3月18日生)

重任



取締役会出席回数

13回／13回

所有する当社株式の数

48,305株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社
2006年 2 月 当社量販事業部長
2010年10月 スターゼン広域販売(株) 代表取締役社長
2013年 4 月 当社執行役員
2015年 4 月 当社常務執行役員
2016年 6 月 当社取締役
2017年 4 月 スターゼン販売(株) 代表取締役社長
2018年 4 月 当社常務取締役
2019年 4 月 当社常務取締役 営業本部長
2020年 4 月 当社専務取締役 営業本部長
2021年 4 月 当社代表取締役社長(現任)

取締役候補者とした理由

横田和彦氏は、当社及びグループ各社の役員を歴任し、代表取締役社長としてグループの経営全般を担い、豊富な知識・経験をもとに、リーダーシップをもってグループを牽引しております。グループ経営を円滑にすすめ、更なる企業価値の向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

2

うずら はし
鵜橋

まさ お
正雄 (1976年4月20日生)

重任



取締役会出席回数

13回／13回

所有する当社株式の数

22,808株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年 9 月 当社入社
2011年10月 STARZEN EUROPE ApS(デンマーク) 取締役社長
2014年 1 月 スターゼン広域販売(株) 広域営業部長
2014年 4 月 同社取締役 広域営業部長
2015年 4 月 スターゼンインターナショナル(株) 常務取締役
2016年 4 月 当社執行役員
スターゼンインターナショナル(株) 取締役副社長
2017年 6 月 当社取締役
2018年 4 月 スターゼンインターナショナル(株) 代表取締役社長
2019年 4 月 当社取締役 海外本部長
2021年 4 月 当社常務取締役 海外本部長
2024年 6 月 当社常務取締役
海外本部・マクドナルド事業本部・営業本部管掌(現任)

取締役候補者とした理由

鵜橋正雄氏は、当グループの海外事業部門の要職を歴任し、現在は常務取締役としてグループの海外事業、輸出入業務全般並びに営業に関する責任を担っております。海外における食肉需要の増加に伴い、海外取引を一層強化し、更なる企業価値の向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

3

たか はし
高橋

まさ みち
正道 (1963年11月18日生)

重任



取締役会出席回数

13回／13回

所有する当社株式の数

19,776株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社
2009年 4 月 (株)スターゼンミートグループ(現スターゼンミートプロセッサー(株)) 国産ポーク・プロイラー部長
2010年 4 月 同社取締役 国産ポーク・プロイラー部長
2013年 4 月 スターゼンミートプロセッサー(株) 取締役 北日本地区工場担当部長
2014年 4 月 同社取締役 青森工場長
2016年 4 月 同社常務取締役 青森工場長
2017年 4 月 当社執行役員
2018年 4 月 スターゼンミートプロセッサー(株) 専務取締役
2019年 6 月 当社取締役
2020年 4 月 スターゼンミートプロセッサー(株) 代表取締役社長
2023年 4 月 当社常務取締役 生産事業本部・製造本部・スターゼンミートプロセッサー(株)管掌
2024年 4 月 当社常務取締役 製造本部・スターゼンミートプロセッサー(株)管掌(現任)

取締役候補者とした理由

高橋正道氏は、常務取締役として当グループにおける関連農場全般並びに食肉加工全般及び加工食品の供給に関する責任を担っております。同分野における長年の経験を活かし、更なる企業価値の向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番号

4

さ な
佐奈

つね ひろ
常裕 (1962年10月6日生)

重任



取締役会出席回数

13回／13回

所有する当社株式の数

21,610株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行
2002年 3 月 三菱東京ウェルスマネジメント証券(株) 社長室次長
2003年 6 月 Mitsubishi UFJ Wealth Management Bank(Switzerland),Ltd.
Senior Executive Officer
2009年 2 月 (株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行) プライベートバンキング部 副部長
2011年 4 月 同行阿佐ヶ谷支店長
2013年 1 月 同行鎌倉支店長
2015年 11月 当社入社 企画管理本部 グループ人事部長
2017年 10月 当社企画管理本部長
2020年 4 月 当社執行役員 管理本部長
2022年 6 月 当社取締役 経営本部・管理本部管掌
2024年 6 月 当社取締役 財務経理本部・管理本部管掌(現任)

取締役候補者とした理由

佐奈常裕氏は、当社入社以来、人事部長、管理本部長の要職を歴任し、現在はグループの財務経理本部・管理本部を管掌しております。幅広い知識、経験をもとに当社ガバナンスの強化に重要な役割を果たしており、更なる企業価値の向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

5

たか はま
高濱

りょう いち
良一 (1965年6月7日生)

重任



取締役会出席回数

10回／10回

2024年6月27日

就任後の出席

所有する当社株式の数

12,821株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社
2009年 4 月 スターゼン西日本販売(株) 取締役 神戸営業所長
2011年 4 月 スターゼン広域販売(株) 取締役 広域営業部長
2013年 4 月 同社常務取締役
2014年 4 月 同社代表取締役社長
2016年 4 月 スターゼン販売(株) 常務取締役 中京・近畿統括部長
2018年 4 月 当社執行役員
2019年 4 月 スターゼン販売(株) 常務取締役 営業統括部長
2019年 6 月 当社取締役 営業本部 副本部長
2021年 4 月 当社取締役 物流本部長
2023年 10月 当社上席執行役員 経営本部長
2024年 6 月 当社取締役 経営本部・ICT本部・物流本部管掌 経営本部長(現任)

取締役候補者とした理由

高濱良一氏は、営業及び物流部門における要職を歴任し、現在はグループの経営戦略並びに経営計画の策定や推進並びにICT分野と物流に関する責任を担っております。同分野における長年の経験を活かし、更なる企業価値の向上を目指すにあたり不可欠な存在であることから、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

6

おお はら
大原

わたる
亘 (1952年8月17日生)

重任

社外

独立



取締役会出席回数

13回／13回

所有する当社株式の数

1,000株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年 4 月 (株)三井銀行(現(株)三井住友銀行)入行
2007年 4 月 (株)三井住友銀行 常務執行役員
(株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員
2010年 6 月 同社代表取締役副社長
2012年 6 月 (株)テイソウ(現(株)帝国倉庫) 取締役
2013年 4 月 同社代表取締役社長
2017年 6 月 当社社外取締役(現任)
2020年 6 月 (株)帝国倉庫 代表取締役会長
2021年 6 月 同社取締役会長
2023年 6 月 同社シニアアドバイザー(現任)

(重要な兼職の状況)
該当なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大原亘氏は、金融機関及び事業会社における経営者を歴任し、企業経営全般に関する幅広い経験と高い見識を有しております。当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同利益のために適切な助言を得られる人材であることから、当該役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

7

よし さと
吉里

かく
格 (1967年4月28日生)

重任

社外



取締役会出席回数

13回／13回

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 4 月 三井物産(株)入社
2018年 1 月 Multigrain S.A. Officer, President & CEO
2019年 4 月 三井物産(株) 食料本部 油脂・主食事業部長
2020年 6 月 当社社外取締役(現任)
2021年 4 月 三井物産(株) 食料本部 畜水産事業部長
2024年 4 月 同社理事 食料本部長補佐(現任)
2024年 6 月 フィード・ワン(株) 社外取締役(現任)
2024年 6 月 (株)J-オイルミルズ 社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)

三井物産(株) 理事 食料本部長補佐
フィード・ワン(株) 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

吉里格氏は、三井物産(株)の食料本部等における要職を歴任し、食品業界に関する高い見識と幅広いネットワークを有しております。当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同利益のために適切な助言を得られる人材であることから、当該役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

8

え どう
江藤

まり こ
真理子 (1971年5月24日生)

重任

社外

独立



取締役会出席回数

13回／13回

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月 三井物産(株)入社
2002年 4 月 最高裁判所司法研修所入所
2003年10月 第二東京弁護士会登録
新東京法律事務所入所
2015年 4 月 TMI総合法律事務所入所
2017年 1 月 同所パートナー弁護士(現任)
2020年 6 月 当社社外監査役
2022年 6 月 当社社外取締役(現任)
2022年 6 月 (株)fundbook 社外監査役(現任)
2023年 6 月 日東電工(株) 社外取締役(現任)
2024年 3 月 (株)アシックス 社外取締役(監査等委員)(現任)

(重要な兼職の状況)

TMI総合法律事務所 パートナー弁護士

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

江藤真理子氏は、企業法務に精通した弁護士として、当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同利益のために適切な助言を得られる人材であることから、当該役割を果たしていただくことを期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2005年 4 月 中央青山監査法人入所
2007年 7 月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)
2015年 7 月 小越信良税理士事務所(現税理士法人小越会計)
2015年11月 税理士法人小越会計 代表社員(現任)
2016年 6 月 当社社外監査役
2024年 6 月 当社社外取締役(現任)

(重要な兼職の状況)
税理士法人小越会計 代表社員

取締役会出席回数

13回／13回

2024年6月27日

就任前の社外監査役
としての出席を含む

所有する当社株式の数

0株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

小越信吾氏は、公認会計士及び税理士として、会計及び財務について高度な専門的見識を有しており、2016年6月から8年間、当社の社外監査役として健全で透明性の高い監査業務遂行に貢献いただきました。これらの経験と見識を活かし、当グループの意思決定プロセスを監督し、株主共同利益のために適切な助言を得られる人材であることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
- ①吉里格氏は、当社の筆頭株主である三井物産株式会社の業務執行者（使用人）であり、同社とは資本業務提携契約を締結しております。その他、同社と当社との間では食肉の売買等の取引があります。
 - ②その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大原亘氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって8年、吉里格氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって5年、江藤真理子氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって3年、小越信吾氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年、となります。
3. 大原亘氏、吉里格氏、江藤真理子氏及び小越信吾氏は、社外取締役候補者であります。大原亘氏、江藤真理子氏及び小越信吾氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当社は、大原亘氏、吉里格氏、江藤真理子氏及び小越信吾氏との間で会社法第427条第1項並びに当社定款第29条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度額としており、各氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当社は、保険会社との間で取締役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が当社取締役に選任された場合には、各氏は全員当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は2025年12月に更新の予定です。
6. 江藤真理子氏が社外取締役を務める日東電工株式会社は、2024年1月、水道用に使用される同社製膜モジュール製品について、一般社団法人膜分離技術振興協会の認定を受けるための試験方法に不適切な行為があったことを公表しました。同氏は当該事案の発覚まで当該事案を認識していませんでしたが、日ごろから取締役会において法令順守の視点に立った提言を行い、当該事案の判明後は、調査及び再発防止策に向けた更なる体制の強化を求める等、その職責を果たしております。
7. 江藤真理子氏の戸籍上の氏名は、諸川真理子氏であります。
8. 上記の「取締役会出席回数」のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が4回ございました。
9. 上記の「所有する当社株式の数」は、株式分割前の2025年3月31日時点のものを記載しております。

【ご参考】

取締役候補者のスキルマトリックス（専門性・知識・経験等）

役職		氏名	分野					
			企業経営	セールス マーケティング	製造・生産	グローバル ビジネス	財務・会計	法務 リスクマネジメント
取 締 役	社 内	横田 和彦	●	●	●			
		鶯橋 正雄	●	●		●		
		高橋 正道	●		●			
		佐奈 常裕					●	●
		高濱 良一		●	●			
	社 外	大原 亘	●				●	●
		吉里 格	●			●		
		江藤真理子						●
		小越 信吾					●	

※上記の一覧表は、各候補者の有する全ての知見等を表すものではありません。

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

当社は、当初2007年6月28日開催の第68回定時株主総会において株主の皆様の承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、直近では2022年6月29日開催の当社第83回定時株主総会の決議により継続しておりますが（以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。）、その有効期限は、2025年6月30日までに開催予定の第86回定時株主総会終結の時までとなっております。当社では、現プラン継続後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

当社は、2025年5月9日開催の取締役会において、第86回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、現プランの内容を下記のとおり更新（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）し継続するべく、本株主総会の議案としてお諮りすることを決議しました。

現プランからの変更は、語句の修正、文言の整理等、軽微なものに留まっており、基本的な内容に変更はございません。

本プランにつきましては、当社監査役4名はいずれも、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意見を述べております。

なお、2025年3月31日現在の当社の大株主の状況につきましては、別紙1のとおりですが、本日現在、当社株式の大規模な買付行為に関する具体的提案はなされておられません。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模な買付行為の是非については、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、そのために株主の皆様が適切な状況判断を行えるよう、十分な情報提供と考慮期間を設ける必要があると認識しております。

また、当社は、一律に当社株式に対しての大規模な買付行為に対して否定的な見解を有するものではありません。しかしながら、実際に資本市場で発生する大規模な買付行為の中には、

- ①株式の大規模な買付の目的が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの
- ②大規模買付者が一般株主に対し、不利益な条件で株式売却を事実上強要するおそれがあるもの

③大規模買付者が、一般株主が適切に判断するために必要な情報の提供や考慮期間を用意していないもの

④大規模買付者が取締役会に対し、株式の大規模買付行為に関する提案及び事業計画等の提示、並びに交渉機会、考慮期間を用意していないもの

等、会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにならないものも想定されます。

そのような買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「会社支配に関する基本方針」といいます。）に照らして適当でないと判断し、企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために、不適切な者からの大規模な買付行為を防止するために何らかの対抗措置を講ずる必要があると考えます。

Ⅱ．当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、2024年4月に経営理念を刷新し、「食の感動体験を創造することで、世界中の人々と食をつなぎ続ける」を掲げております。また、経営理念を実現させるためのブランド・ビジョン『「いただきます」で、もっと元気に。「ありがとう」で、もっと笑顔に。』も策定し、新たな経営理念、ブランド・ビジョンのもと、3年目となる第87期中期経営計画においては、以下の3つのテーマを重点施策として取り組んでおります。

【新規事業への挑戦】

（１）海外事業の積極展開

- ・スターゼン営業モデルの海外展開や海外における食肉調達力強化など

（２）国内成長市場へのアプローチ強化

- ・DtoCチャンネル強化や成長市場への当社の強みを生かした商品提案など

【国内事業改革】

（３）国内事業の効率化

- ・製造・販売・物流拠点の再整備など

（４）高付加価値商品の取り組み

- ・スターゼンNo.1商品、Only 1商品の強化など

【サステナビリティ経営と経営基盤強化】

(5) 社会課題への対応

- ・ GHG削減、アニマルウェルフェア研究、代替肉の取り組み強化など

(6) DX、業務プロセス改革

- ・ 基幹システム刷新、業務・実績の見える化及び働き方の効率化など

以上の施策を通じて、社会の一員としての存在意義強化を図ります。

これらの取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものとなり、結果として会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者が大規模な買付行為に及ぶ危険性を低減するものであり、会社支配に関する基本方針に沿うものであると考えます。

Ⅲ. 本プランの内容（会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

1. 本プラン継続の目的

本プランは、上記Ⅰ.に述べた会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして導入され、継続してきた現プランを継続するものです。

当社取締役会は、当社株式に対する大規模な買付行為が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う当社株式の大規模買付行為に関する提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付行為の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な十分な時間や情報を提供することのないもの等、買付の対象とされた会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内

容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収への対応方針として、本株主総会の議案としてお諮りすることを決議しました。

2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付は、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについても予め当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

- (i)特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）又は、
- (ii)特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者（注）のいずれかに該当する者の中から選任します。本プランの独立委員会の委員については、社外取締役の大原 亘氏、小越 信吾氏並びに社外監査役の多田敏明氏を選任する予定です。（略歴につきましては、別紙3をご参照ください。）

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動することができる状態にあるか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンス・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

4. 大規模買付ルールの概要

(1)大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の法的拘束力を有する誓約文言を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

- ①大規模買付者の名称、住所
- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表します。

(2)大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)①から⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報（以下「評価必要情報」といいます。）を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も当社株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

- ①大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の概要（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及びその関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）

- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものとします。

また、上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。従って、大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンス・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

5. 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を取ることににより大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置を発動することについて判断するにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で発動の是非について判断するものとします。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵守しないと認定することはしないものとします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとしますが、当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てをする場合には、大規模買付者に属する者等ではないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の①から⑨のいずれかに該当し、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

- ①真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の大規模な買付を行っている場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の大規模な買付を行っている場合
- ③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の大規模な買付を行っている場合
- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社株式の大規模な買付を行っている場合
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等による株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

- ⑥大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切であると判断される場合
- ⑦大規模買付者による大規模買付行為により、当社株主はもとより、顧客、従業員、地域社会その他の利害関係者との関係を破壊する等によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- ⑧大規模買付者による買付後経営方針が不十分又は不適当であるため、当社事業の成長性・安定性が阻害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合
- ⑨大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

上記のとおり例外的に対抗措置を発動することについて判断する場合には、その判断の客観性及び合理性を担保するため、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置発動の必要性、相当性を十分検討した上で上記4.（3）の取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動又は不発動について判断を行うものとします。

また、選択した対抗措置の内容によっては、法令及び定款の定めに従って株主総会で決議を求めること、あるいは独立委員会の勧告に基づいて株主総会の場で株主承認を求めることがあります。このように株主意思確認手続きをとった場合は、株主の皆様の意思を確認の上、対抗措置の発動、不発動の手続きが完了するまでは、大規模買付行為は開始できないものとします。

（3）対抗措置発動の停止等について

上記（1）又は（2）において、当社が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、又は無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当ての中止、又は新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

6. 本プランによる株主の皆様にご与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保することにつながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主の皆様にご与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者、及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取

締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時・適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続をとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出等を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日まで、新株予約権の割当てを中止し、又は当社が新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈が生じることを前提にして売付等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

7. 本プランの適用開始、有効期限、廃止及び修正・変更

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認があった日より発効することとし、有効期限は2028年6月30日までに開催される当社第89回定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会が本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、当社取締役会は、その内容を速やかに開示します。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様にも不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

Ⅳ．本プランの合理性について（本プランが、会社支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

1．買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード(2021年6月11日改訂)」の「原則1－5いわゆる買収防衛策」、補充原則1－5①及び経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」の内容も踏まえたものとなっております。

2．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記Ⅲ1.「本プラン継続の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

3．株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会での承認により発効することとしており、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プラン継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動は、上記Ⅲ 5.「大規模買付行為が為された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされております。また、その判断の概要については株主の皆様に適宜公表することとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

5. デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない対応方針）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）でもありません。

以 上

当社の大株主の状況 (2025年 3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 44,000,000株
2. 発行済株式の総数 19,522,552株 (自己株式 42,854株を含む)
3. 大株主 (上位10位)

株主名	当社への出資状況	
	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三井物産株式会社	3,109	15.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,655	8.50
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	667	3.42
スターゼン社員持株会	504	2.59
株式会社鷗橋興産	469	2.41
株式会社三井住友銀行	324	1.66
株式会社十文字チキンカンパニー	310	1.59
横浜冷凍株式会社	306	1.57
農林中央金庫	304	1.56
大樹生命保険株式会社	300	1.54
株式会社二葉	300	1.54

- (注) 1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 当社は、2025年 2月20日付の取締役会での決議により、2025年 4月 1日付で、普通株式 1株につき 3株の割合で株式分割を行っております。また当該株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、同日付で当社定款第5条を変更し、発行可能株式総数は88,000,000株増加し132,000,000株となっております。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置する。
- ・独立委員会の委員は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を対象として選任するものとする。
- ・独立委員会は、取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由及び根拠を付して取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることが出来るものとする。
- ・独立委員会決議は、委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

(別紙3)

独立委員会の委員略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

大原 亘（おおはら わたる）

(生年月日) 1952年8月17日

(略歴)	1975年	4月	(株)三井銀行（現(株)三井住友銀行）入行
	2007年	4月	(株)三井住友銀行 常務執行役員 (株)三井住友フィナンシャルグループ 常務執行役員
	2010年	6月	同社代表取締役副社長
	2012年	6月	(株)テイソウ（現(株)帝国倉庫）取締役
	2013年	4月	同社代表取締役社長
	2017年	6月	当社社外取締役（現任）
	2020年	6月	(株)帝国倉庫 代表取締役会長
	2021年	6月	同社取締役会長

大原亘氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

小越 信吾（おごし しんご）

(生年月日) 1982年5月16日

(略歴)	2005年	4月	中央青山監査法人入所
	2007年	7月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）
	2015年	7月	小越信良税理士事務所（現 税理士法人小越会計）
	2015年	11月	税理士法人小越会計 代表社員（現任）
	2016年	6月	当社社外監査役
	2024年	6月	当社社外取締役（現任）

小越信吾氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

多田 敏明（ただ としあき）

(生年月日) 1968年7月28日

(略歴)	1996年	4月	弁護士登録
	1996年	12月	日比谷総合法律事務所入所
	2001年	7月	Weil, Gotshal & Manges 法律事務所 ニューヨーク事務所
	2024年	1月	日比谷総合法律事務所 代表弁護士（現任）
	2024年	6月	当社社外監査役（現任）

多田敏明氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。

以 上

新株予約権の無償割当てを行う場合の概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（但し、当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

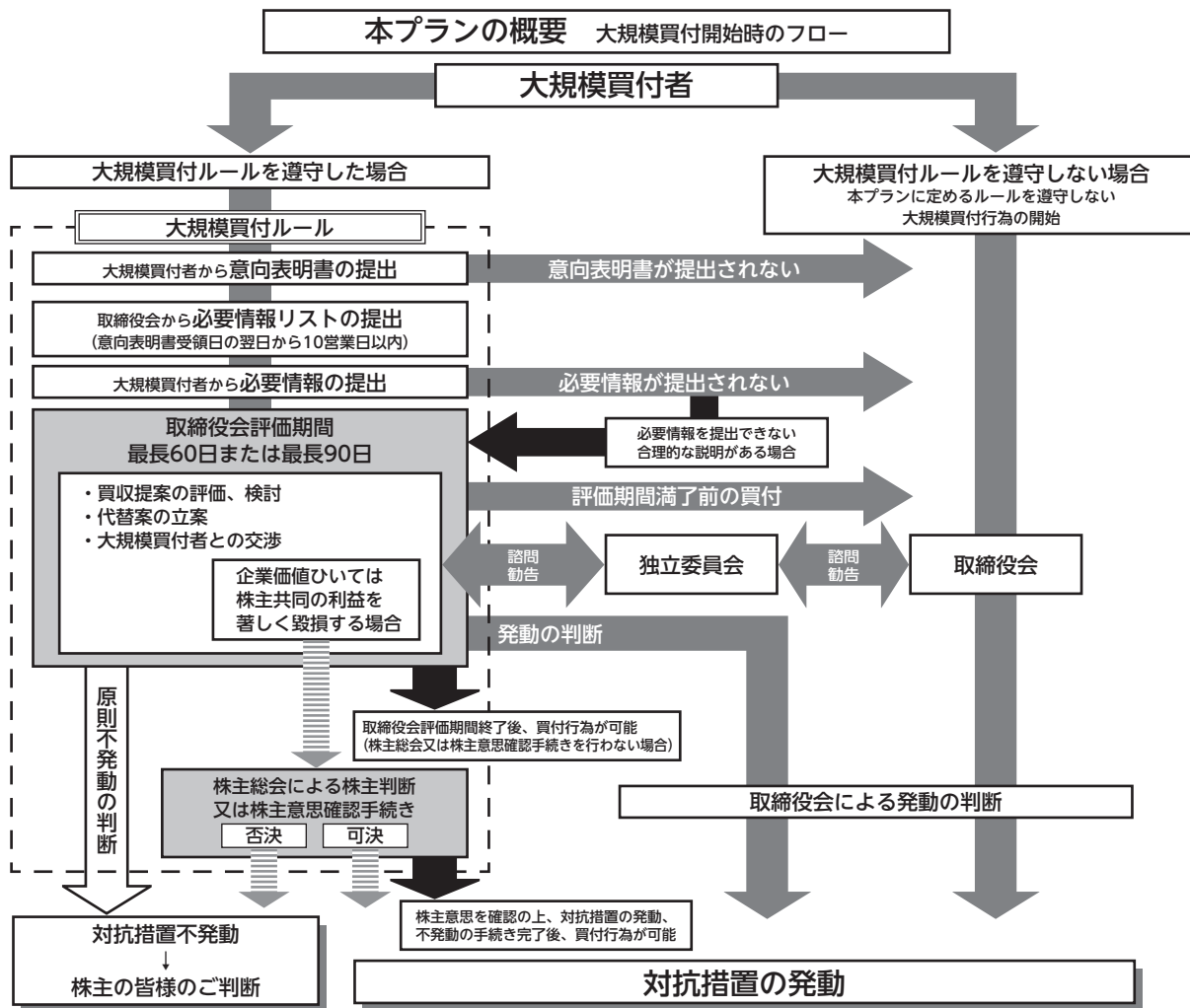
6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者に属する者（ただし、予め当社取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

以 上



(注) 本図は、本プランのご理解に資することを目的として、代表的な手続きの流れを図式化したものであり、必ずしも全ての手続きを示したものではありません。詳細につきましては、本文をご覧ください。

事業報告

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、雇用環境の改善や訪日観光客の増加などを背景に、緩やかな回復基調で推移しました。先行きについては、雇用や所得環境の改善などにより引き続き回復が期待されるものの、物価上昇の継続による消費者マインドの下振れなどから個人消費の腰折れが懸念される状況です。また、アメリカの通商政策動向による影響が日本の景気を下押しする大きなリスクとなっており、先行き不透明な状況が続くものと思われます。

食肉業界では、乱高下する為替相場や飼料価格の高止まりに加え、各地の豚熱発生や猛暑による国産豚肉の生産量減少により豚肉相場が急騰した影響もあり、厳しい調達環境となりました。販売環境においては、インバウンド需要の回復はあるものの、全体的な価格高騰の中で比較的安価な食肉に消費が移行しており、食肉全体としては力強さに欠ける厳しい事業環境が続いております。

このような状況下、当社グループは「収益構造の再構築とサステナブルな事業運営」をテーマに据えた中期経営計画の2年目を迎え、計画達成に向けた施策に取り組んでまいりました。

海外販売強化策として、当社の輸出向けブランドである「AKUNE GOLD」を“日本の食品”輸出EXPOをはじめ多くの国内外の展示会に出展し拡販を進めました。また、豪州産Wagyu協会が開催したコンテストでは当社ブランドの八桜牛が金賞、御櫻牛が銀賞・銅賞をそれぞれ受賞、今後の販売拡大につなげてまいります。

加えて、供給基盤の強化策として、豪州Wagyuの肥育企業であるYORKRANGE社の株式取得に関する決議をしました。さらに国内では、「AKUNE GOLD」を生産する株式会社水迫ファームとの業務提携契約を発展させ、「資本業務提携契約」を締結し、和牛の輸出基盤を強化しました。今後は日本産和牛・豪州Wagyuの供給基盤を活かし、欧米や中国、東南アジアをはじめとした海外市場において販売拡大を目指してまいります。

国内においては、「2024スターゼングループ秋冬商品提案会」を初めて開催し、当社の商品技術や強みを活かした新商品を提案、プロセスセンター及びスキnpackの機能を活かした人手不足対策や海外進出サポートに関する取り組みなどを紹介しました。加えて、物流の2024年問題への対応として、新たな中継拠点の設置や物流網の再整備、新規物流システムの導入などに取り組み、物流効率化に注力しております。また、当社連結子会社であるスターゼンロジスティクス株式会社が港区に保有していた物件を売却し、その代替資産として東西に物流・営

業拠点を担う2拠点を新設することといたしました。引き続き当社グループの資産効率向上を図ります。

サステナブルな事業運営においては、当社グループの掲げる2030年度に向けた温室効果ガスの削減目標がパリ協定で定められた「1.5℃目標」と整合しているとして、国際認定であるSBT認定を受けました。強固かつ持続可能な経営基盤の構築に向けてサプライチェーン全体の温室効果ガス削減の取り組みを進めてまいります。

資本コストや株価を意識した経営を実現する施策として、①配当方針の明確化（DOE目標の設定）②株式の売出し③自己株式取得④株式分割⑤従業員向け譲渡制限付株式（RS）付与制度導入を決定し、取り組んでまいりました。今後も中長期的な企業価値向上と持続的な成長を実現してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,361億12百万円(前期比6.2%増)、営業利益は90億46百万円(前期比0.8%増)、経常利益は106億61百万円(前期比1.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は121億97百万円(前期比62.4%増)となりました。

事業部門別の営業概況は、次のとおりです。

食肉関連事業

食肉関連事業の売上高は4,327億78百万円（前期比6.3%増）となりました。

また、部門別の業績は次のとおりです。

食 肉

国内事業は、物価高による実質的な可処分所得の減少により消費マインドが低下し、国産鶏肉などの比較的安価な食肉への需要シフトの動きがみられました。一方で、和牛の海外輸出が堅調に推移したことから国産牛肉の収益が改善しました。以上の結果、売上高、売上総利益ともに前期を上回りました。

また、カテゴリー別の業績は次のとおりです。

国産食肉においては、節約志向の高まりや国産豚肉の相場高などの要因により、取扱量は前期を下回り、売上高については前期を上回りました。売上総利益は、国産牛肉・国産鶏肉の相場が安定していたことから前期を上回りました。

輸入食肉においては、現地相場高や円安により輸入食肉価格が高止まりしたことから、取扱量は前期を下回りました。一方、輸入食肉価格が全般的に高騰する中、幅広い品ぞろえで販売に取り組んだ結果、売上高・売上総利益ともに前期を上回りました。

輸出事業は、国内外の展示会に積極的に出展し、当社の輸出専用ブランド“AKUNE GOLD”の販売拡大を図ったことで、台湾、ヨーロッパ向け輸出が特に好調に推移しました。

加工食品

加工食品は、ハンバーグ商品群やローストビーフ関連商品が堅調に推移したため、取扱量・売上高・売上総利益は前期を上回りました。

ハム・ソーセージ

ハム・ソーセージは、原材料価格のコスト上昇を踏まえ、価格改定や商品の統廃合、工場オペレーションの改善に努めたものの、取扱量・売上高・売上総利益は前期を下回りました。

事業別売上高は以下のとおりであります。

区 分	第85期 (前連結会計年度)		第86期 (当連結会計年度)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
食 肉 関 連 事 業	407,203百万円	99.2%	432,778百万円	99.2%
食 肉	323,739	78.9	343,369	78.7
加 工 食 品	71,685	17.5	78,385	18.0
ハム・ソーセージ	9,610	2.3	9,173	2.1
そ の 他	2,168	0.5	1,850	0.4
そ の 他 の 事 業	3,330	0.8	3,334	0.8
合 計	410,534	100.0	436,112	100.0

(2) 対処すべき課題

第87期は、「基本動作の徹底とチームコラボレーションの促進」というテーマのもと、グループ社員が一丸となり、以下の課題に取り組んでまいります。

①新規事業への挑戦

国内の食肉マーケットが高齢化や人口減少、物価高などにより力強さを欠く一方で、海外の食肉需要は今後も拡大することが予想され、和牛や豪州Wagyuの需要も伸びが期待されています。そうした中、当社は新たな収益基盤構築のため「国内生産品の輸出拡大」と「海外現地での生産・販売強化」に取り組んでいます。当社が国内で培ったノウハウや技術を海外で発揮し、“グループ利益の最大化”を目指します。

具体的には、昨年12月、豪州の牛肥育企業であるYORKRANGE社の買収を決定し、当社の海外展開における基幹商品である豪州Wagyuの供給力増強を図りました。また、国内での供給体制強化のため業務提携先である株式会社水迫ファームとの関係を発展させ「資本業務提携契約」を締結、日本産和牛の輸出基盤を強化しました。

今後は日本産和牛・豪州Wagyuの供給基盤や和牛の販売ノウハウを強みに中国・東南アジアをはじめとした海外市場のニーズを開拓してまいります。

②国内事業改革

物価高による実質的な可処分所得の減少により節約志向が高まっており、消費者のニーズやライフスタイルの変化に着目した商品開発が欠かせなくなっています。当社は営業・製造・マーケティングなどの各部門横断のチームを編成し、消費者目線の商品開発を推進、「家庭の手作りハンバーグ」や「酒味時間」といった食卓を演出する取り組みを始めました。今後も「食の感動体験を創造する企業」としてお客さまとともに“価値ある商品づくり”を進めてまいります。

また、少子高齢化や人口減少に伴い人件費や物流コストが上昇する中、デジタル化や業務プロセス改革を通じた物流問題への対応は不可欠です。中継拠点の設置や物流網の再整備、新物流システム導入などを図り、現場の効率性向上や積載効率の向上等による物流課題の改善に取り組んでいます。加えて、関東での大型物流センター建設や伊丹営業センターの新築移転を進めており、営業拠点の再整備とあわせ戦略的に進めています。

当社は業務DX化を推進するため新基幹システムの導入を進めており、2025年6月国産鶏肉部門において先行稼働します。新物流システムと組み合わせることで販売計画・在庫・受発注・配送を一元化し、一連の業務効率の向上を図ります。

③サステナビリティ経営と経営基盤強化

当社は2024年4月、変化の激しい時代に対応し、従業員が多様な価値観や能力を尊重しあいながら力を発揮するために経営理念を刷新しました。現在は、内容を理解する段階から従業員一人一人が自らの業務と結び付けて「行動に移す」浸透フェーズに移行しています。「食」を通じて社会課題の解決と企業価値の向上に取り組みつつ、従業員が生き活きと活躍できる仕組みを構築してまいります。

また、当社では人への投資を成長エンジンと位置づけ、従来の階層別や職種別研修の強化に加え、中長期で活躍できる人材の育成を目的とした次世代リーダー育成研修や、全社員を対象としたオンライン学習プログラムを導入しました。自ら考え、自ら動く自律自走型の企業文化を醸成してまいります。

加えて、サステナブルな事業運営においては、当社グループの掲げる2030年度に向けた温室効果ガスの削減目標が、パリ協定で定められた「1.5℃目標」と整合しているとして、国際認定であるSBT認定を受けました。引き続き強固かつ持続可能な経営基盤の構築に向けてサプライチェーン全体の温室効果ガス削減に取り組むとともに、企業価値向上にむけたサステナビリティ経営を推進してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は89億16百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

会 社	設 備	金 額
スターゼン株式会社	営業所改修、システム、工場製造設備、本社ビル改修 他	1,019 百万円
スターゼンミートプロセッサー株式会社	青森工場製造設備改修 他	893
ローマイヤ株式会社	那須工場製造設備 他	218
株式会社青木食品	蒸麺設備 他	170

② 当連結会計年度中において継続中の主要設備

会 社	設 備	金 額
スターゼンロジスティクス株式会社	物流設備(東扇島)	2,330 百万円
スターゼンロジスティクス株式会社	伊丹事業所建設	1,507
スターゼン株式会社	工場設備(東扇島)	1,604
スターゼン株式会社	Zeusシステム、倉庫管理システム 他	781

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、関連農場の管理・指導、並びに販売に即した生産戦略策定等の機能強化を図るため、2024年4月1日付で連結子会社であるスターゼンミートプロセッサー株式会社に生産事業に関して有する権利義務を承継させる吸収分割を実施いたしました。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、組織運営の効率化やIT施策実行の迅速化を図るとともに、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスク管理の体制強化を図ることを目的として、2024年4月1日付で連結子会社であるスターゼンITソリューションズ株式会社を吸収合併いたしました。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

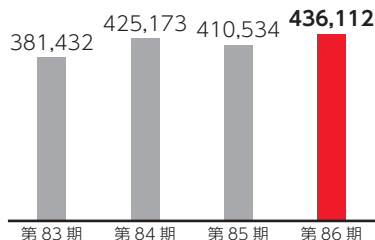
該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

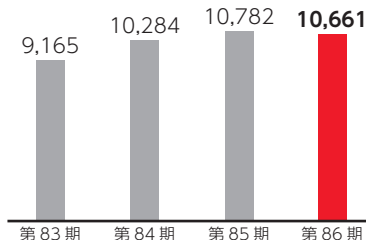
①企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第83期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第84期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第85期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第86期 (当連結会計年度 (2024.4.1～ 2025.3.31)
売 上 高 (百 万 円)	381,432	425,173	410,534	436,112
経 常 利 益 (百 万 円)	9,165	10,284	10,782	10,661
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百 万 円)	5,984	7,483	7,512	12,197
1 株当たり当期純利益金額 (円)	102.46	128.01	128.88	208.87
総 資 産 (百 万 円)	142,428	146,520	161,180	171,916
純 資 産 (百 万 円)	64,001	70,175	78,001	88,747
連 結 子 会 社 数	16社	16社	15社	14社
持 分 法 適 用 会 社 数	7社	7社	7社	7社

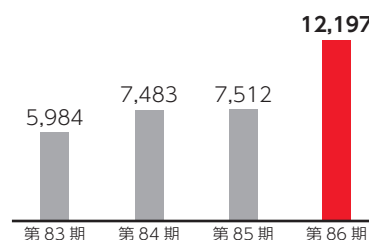
■ 売上高 (百万円)



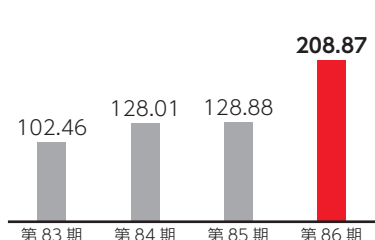
■ 経常利益 (百万円)



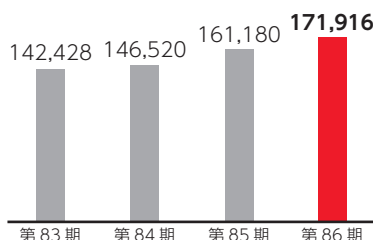
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



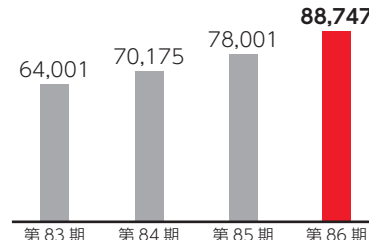
■ 1株当たり当期純利益金額 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



②当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第83期 (2021.4.1～ 2022.3.31)	第84期 (2022.4.1～ 2023.3.31)	第85期 (2023.4.1～ 2024.3.31)	第86期 (2024.4.1～ 2025.3.31)
売 上 高 (百 万 円)	373,949	413,127	401,127	425,213
経 常 利 益 (百 万 円)	5,628	7,096	9,070	7,302
当 期 純 利 益 (百 万 円)	3,720	5,191	5,823	4,869
1株当たり当期純利益金額 (円)	63.69	88.81	99.90	83.38
総 資 産 (百 万 円)	131,342	133,104	146,108	151,439
純 資 産 (百 万 円)	50,413	54,221	59,844	62,985

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 2025年4月1日を効力発生日として1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第83期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益金額」を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2025年3月31日現在)

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
スターゼンミートプロセッサー株式会社	100 百万円	100.0 %	食肉の加工・販売
ロ ー マ イ ヤ 株 式 会 社	100	100.0	ハム・ソーセージ等の製造・販売
株 式 会 社 青 木 食 品	100	98.7	麺類の製造・販売
株 式 会 社 ニ ッ ク フ ー ズ	95	100.0	食肉・食品の販売
スターゼンロジスティクス株式会社	71	100.0	貨物運送・倉庫業
株 式 会 社 丸 全	60	100.0	食肉の加工・販売
株 式 会 社 キ ン グ 食 品	56	100.0	食品の製造・販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含め14社であり、持分法適用会社は7社であります。
2. 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(11) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
食 肉 関 連 事 業	食肉・食品の販売、食肉の加工、食肉の輸出入 加工食品（ハンバーグ、ローストビーフ他）の製造・販売 ハム・ソーセージの製造・販売
そ の 他 の 事 業	貨物運送、倉庫業、麺類の製造・販売

(12) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

名 称	区 分	所 在 地
ス タ ー ゼ ン 株 式 会 社	本 社	東京都港区港南二丁目5番7号
	工 場	千葉県山武市、福島県本宮市
	営 業 拠 点	北海道：3拠点（北海道札幌市 他） 東北地方：10拠点（宮城県多賀城市 他） 関東地方：12拠点（東京都港区 他） 中部地方：3拠点（愛知県小牧市 他） 近畿地方：5拠点（兵庫県伊丹市 他） 中国地方：3拠点（広島県広島市 他） 四国地方：1拠点（香川県高松市） 九州地方：10拠点（福岡県糟屋郡 他）
スターゼンミートプロセッサー株式会社	本 社	東京都港区港南二丁目5番7号
	工 場	石狩（岩見沢市）、青森（三沢市、三戸郡三戸町）、郡山（郡山市）、阿久根（阿久根市）、加世田（南さつま市）
ロ ー マ イ ヤ 株 式 会 社	本 社 ・ 工 場	栃木県那須塩原市島方457番地4
株 式 会 社 青 木 食 品	本 社	福島県本宮市荒井字恵向121番地16
株 式 会 社 ニ ッ ク フ ー ズ	本 社	東京都中野区東中野一丁目11番10号
スターゼンロジスティクス株式会社	本 社	東京都港区港南五丁目1番30号
株 式 会 社 丸 全	本 社	東京都港区港南二丁目7番19号
株 式 会 社 キ ン グ 食 品	本 社	広島県福山市大門町五丁目9番1号
そ の 他	海 外 拠 点	Starzen(America),inc.(アメリカ)他、計6拠点

(13) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
2,783 (910) 名	60 (23) 名

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員数を（ ）外数で記載しております。

(14) 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	12,814 ^{百万円}
農林中央金庫	7,165
株式会社三菱UFJ銀行	5,748
株式会社みずほ銀行	5,389
みずほ信託銀行株式会社	1,710

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、グループの組織運営の合理化及び効率化を図ることを目的として、2025年4月1日付で連結子会社である有限会社ゼンチクサービス及びスターゼンファーム株式会社を吸収合併いたしました。
- ② 当社は、2024年12月4日付の取締役会において、豪州の牛肥育企業であるBROAD WATER DOWNS Pty Ltd の発行済全株式を保有しているYORKRANGE Pty Ltdの発行済全株式を取得し、子会社化することを決議しました。同社は農業事業と肥育事業を中核事業としております。当該株式取得（2025年4月7日付）に伴い、2026年3月期より、YORKRANGE Pty Ltdは当社の子会社となります。

2. 株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 44,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,522,552株（自己株式 42,854株を含む）
- (3) 株 主 数 19,543名
- (4) 大株主（上位10位）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 井 物 産 株 式 会 社	3,109 千株	15.96 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,655	8.50
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	667	3.42
ス タ ー ゼ ン 社 員 持 株 会	504	2.59
株 式 会 社 鷗 橋 興 産	469	2.41
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	324	1.66
株 式 会 社 十 文 字 チ キ ン カ ン パ ニ ー	310	1.59
横 浜 冷 凍 株 式 会 社	306	1.57
農 林 中 央 金 庫	304	1.56
大 樹 生 命 保 険 株 式 会 社	300	1.54
株 式 会 社 二 葉	300	1.54

- （注）1. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式数を控除して計算しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(5) 職務執行の対価として交付した株式

当社は2024年8月9日付で、譲渡制限付株式報酬として、当社取締役（社外取締役を除く）5名に対し、当社普通株式14,031株、また取締役を兼務しない当社執行役員10名に対し、当社普通株式10,836株の自己株式処分を行っております。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2025年2月20日付の取締役会において、当社普通株式の売出し（以下、「本売出し」という。）について決議し、次項の内容にて実施いたしました。本売出しは、昨今の上場企業における政策保有株式縮減の潮流を踏まえ、様々な資本政策上の施策を検討する中、複数の金融機関より当社株式の売却意向があり、最適な株式売却の手法を検討した結果、売出しを決定したものです。株式の円滑な売却機会を提供しながら、個人投資家層を中心とした株主層の拡大及び多様化を図るとともに、株式の流動性を高めます。

(i) 引受人の買取引受による売出しの概要

売出株式の種類及び数	普通株式	1,017,200株
売出人及び売出株式数	農林中央金庫	304,400株
	株式会社三菱UFJ銀行	279,900株
	株式会社三井住友銀行	172,600株
	株式会社みずほ銀行	160,300株
	みずほ信託銀行株式会社	100,000株
売出方法	売出しとし、大和証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。	
売出価格	1株につき	2,676円
受渡期日	2025年3月10日	

(ii) オーバーアロットメントによる売出しの概要

売出株式の種類及び数	普通株式	152,400株
売出方法	引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より152,400株を上限として借受ける当社普通株式について売出しを行う。	
売出価格	1株につき	2,676円
受渡期日	2025年3月10日	

- ② 当社は、2025年2月20日付の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、以下のとおり取得いたしました。

(i) 取得した株式の種類	当社普通株式
(ii) 取得した株式の総数	1,311,000株
(iii) 株式の取得価額の総額	1,499,901,600円
(iv) 取得期間	2025年4月1日から2025年5月2日まで
(v) 取得方法	東京証券取引所における市場買付け

- ③ 当社は、2025年2月20日付の取締役会において、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施することを決議し、同日付で当社定款第5条に定める発行可能株式総数を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は132,000,000株に、発行済株式の総数は58,567,656株となりました。

3. 会社役員に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
横 田 和 彦	代表取締役社長	直轄部門：品質保証本部・監査部・コンプライアンス推進部
鵜 橋 正 雄	常 務 取 締 役	海外本部・マクドナルド事業本部・営業本部管掌
高 橋 正 道	常 務 取 締 役	製造本部・スターゼンミートプロセッサー株式会社管掌
佐 奈 常 裕	取 締 役	財務経理本部・管理本部管掌
高 濱 良 一	取 締 役	経営本部・ICT本部・物流本部管掌 経営本部長
大 原 亘	社 外 取 締 役	
吉 里 格	社 外 取 締 役	三井物産株式会社 理事 食料本部長補佐 フィード・ワン株式会社 社外取締役
江 藤 真理子	社 外 取 締 役	TMI総合法律事務所 パートナー弁護士
小 越 信 吾	社 外 取 締 役	税理士法人小越会計 代表社員
菅 野 耕 平	監査役（常勤）	
定 信 隆 壮	監査役（常勤）	
多 田 敏 明	社 外 監 査 役	日比谷総合法律事務所 代表弁護士
若 山 巖太郎	社 外 監 査 役	株式会社OCSパートナーズ 代表取締役 若山巖太郎公認会計・税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役の大原亘氏、吉里格氏、江藤真理子氏及び小越信吾氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の多田敏明氏及び若山巖太郎氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役の大原亘氏、江藤真理子氏、小越信吾氏、監査役の多田敏明氏及び若山巖太郎氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。大原亘氏、吉里格氏、江藤真理子氏及び小越信吾氏を除く取締役は全員執行役員であります。

5. 監査役の若山巖太郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役及び監査役のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
 - ①吉里格氏は、当社の筆頭株主である三井物産株式会社の業務執行者(使用人)であり、同社とは資本業務提携契約を締結しております。その他、同社と当社との間では食肉の売買等の取引があります。
 - ②吉里格氏以外の取締役及び監査役と当社との間には、特別の利害関係はありません。

なお、取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりです。

氏 名	役 位	担 当
若松 威男	上 席 執 行 役 員	海外本部長
池尻 尊広	上 席 執 行 役 員	営業本部長
柄澤 達也	執 行 役 員	製造本部長
奥平 裕	執 行 役 員	営業本部 副本部長
三好 円	執 行 役 員	スターゼンミートプロセッサー株式会社 代表取締役社長
川合 真一	執 行 役 員	ローマイヤ株式会社 代表取締役社長
石神 幸長	執 行 役 員	管理本部長
奥村 浩明	執 行 役 員	ICT本部長
富田 昌俊	執 行 役 員	品質保証本部長
北本 晶英	執 行 役 員	海外本部長付 特命担当部長
森上 倫輔	執 行 役 員	財務経理本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び監査役との間で会社法第427条第1項並びに当社定款第29条、第39条の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度としております。ただし、その責任限定が認められるのは、その責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重過失がないときに限ります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で当社及び当社の主要なグループ会社の取締役、監査役及び執行役員(退任者も含みます)を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしており、当社が保険料の全額を負担しております。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求については、当該保険契約により、填補されません。

なお、填補の対象とされる保険事故は株主代表訴訟、会社訴訟及び第三者訴訟等となります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			合計(百万円)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取 締 役	10	136	99	39	275
(うち社外取締役)	(4)	(20)	—	—	(20)
監 査 役	6	48	—	—	48
(うち社外監査役)	(4)	(16)	—	—	(16)
合 計	16	185	99	39	324

(注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会決議により、年額436百万円以内(うち社外取締役分40百万円以内。使用人兼務取締役の使用人給与は含まない)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名(うち社外取締役3名)です。

2. 取締役の株式報酬の額は、2020年6月26日開催の第81回定時株主総会決議により、年額100百万円以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は8名です。
3. 表内の当事業年度に係る株式報酬の総額は、取締役6名に付与した譲渡制限付株式報酬に係る費用のうち、当連結会計年度に費用計上した額を記載しております。
4. 監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第80回定時株主総会決議により、年額72百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
5. 上記の支給人員及び報酬等の総額には、2024年6月27日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び社外監査役2名を含めております。そのうち、定信隆壮氏は、同定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数及び支給額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に、また小越信吾氏は、同定時株主総会終結の時をもって監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）にそれぞれ含めて記載しております。
6. 上記の取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除いております。

(5) 取締役の報酬等の内容に関する決定方針

①基本方針

当社の取締役の報酬は、株主の利益と連動し企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する体系とし、「透明性」「公平性」「客観性」のある決定プロセスを重視しています。具体的には、「基本報酬」、「業績連動報酬」及び「株式報酬（譲渡制限付株式）」により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その責務に鑑み、「基本報酬」のみを支払うこととしています。

②個人別の報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

(i)基本報酬

「基本報酬」は、月例の金銭報酬とし、他社水準、当社の業績、及び従業員給与の水準等を考慮しつつ、役位に応じて決定いたします。なお「基本報酬」の金額は、事業年度ごとの取締役の個人別の評価に応じ、予め定めたルールに従い増減いたします。

(ii)業績連動報酬

「業績連動報酬」は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績・財務指標に連動する月例の金銭報酬といたします。

具体的には、経営陣の成果及び責任を客観的に判断できることを理由に、本業での収益状況をはかる連結売上高、連結営業利益並びに株主の利益と連動するROEを業績指標とし、評価対象年度（当該事業年度の前年度）の実績を予め定めたルールに基づき指数化し、その指数に基づき報酬額を増減させる仕組みとしております。

増減の幅は役位に応じて定めた基準額の0.5倍～1.5倍とし、当事業年度の実績は基準額の1.2倍となりました。

なお、当事業年度における各業績指標の実績は、連結売上高は4,361億12百万円、連結営業利益は90億46百万円、ROEは14.6%となりました。

(iii) 株式報酬(譲渡制限付株式)

「株式報酬」は、中長期的な企業価値の向上と連動する報酬とするため、非金銭報酬である譲渡制限付株式を割当てるものです。役位別に一律の金銭報酬債権を支給し、その債権に対して当社株式を付与しますが、株式には譲渡制限をかけ、原則として退任時に譲渡制限を解除するものいたします。

③各報酬の報酬総額に対する割合の決定に関する方針

報酬割合については、上位の役位ほど「業績連動報酬」及び「株式報酬」のウェイトが高まる体系といたします。「業績連動報酬」と「株式報酬」の全体に占める割合は、役位に応じ46%～64%（個人別評価や業績評価を基準値とした場合）といたします。

④報酬決定の方法（指名報酬委員会の「答申」を尊重した決定）

取締役の報酬等は、予め株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内(前記(4)注1、2参照)で、取締役会の決議により決定しています。取締役会が報酬等を決議する際には、指名報酬委員会による「答申」を尊重し、「透明性」「公平性」「客観性」のある決定プロセスを重視しています。

指名報酬委員会は、2015年7月に立ち上げた取締役会の諮問機関であり、取締役の報酬や取締役候補者の選任等について継続的に審議し取締役会に答申しています。委員会は、社外取締役が委員長を務め、社外の委員が過半数を占めることにより、独立性を確保しています。

⑤個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の実績等の個人別の報酬額については、委任する権限の範囲を限定した上で、代表取締役社長の横田和彦に具体的な内容の決定を委任する旨、決議をしております。

委任している権限の範囲は、「基本報酬」を決定する際の取締役の個人別の評価であり、その評価をもとに、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会で決議したルールに従い、個人別の基本報酬額を決定しています。

代表取締役社長に委任している理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うにあたり、最も適しているからです。

なお、「業績連動報酬」及び「株式報酬」に関しては、指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会において決議したルールに従い決定しており、代表取締役社長による取締役の個人別の評価は反映されません。

⑥個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

個人別の報酬等の内容については、代表取締役社長が上記の委任内容に基づき取締役の個人別の評価を決定し、その評価をもとに指名報酬委員会の審議・答申を経て取締役会で決議したルールに従い決定されており、公正なプロセスを経ていることから、当社の取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(6) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の内容	当該他の法人等との関係
社外取締役	吉 里 格	三井物産株式会社	理事 食料本部長補佐	三井物産(株)は当社株式の15.96%を保有する筆頭株主であり、資本業務提携契約を締結しております。その他、当社と食肉の売買等の取引がありますが、特記すべき事項はございません。
		フィード・ワン株式会社	社外取締役	当社とフィード・ワン(株)の間には取引等特別の関係はありません。

(注) 上記以外の社外役員の兼職先である法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

②社外役員の主な活動状況

社外取締役の活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要並びに社外監査役の活動状況は次のとおりです。

区 分	氏 名	主 要 な 活 動 状 況
社外取締役	大 原 亘	当事業年度開催の取締役会に13回中13回（出席率100%）出席。金融機関及び事業会社における経営者を歴任した経験から、企業経営全般に関する幅広い経験と高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	吉 里 格	当事業年度開催の取締役会に13回中13回（出席率100%）出席。三井物産(株)における食料事業に関する要職を歴任した経験から、業界の深い知識や高い見識に基づく有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	江 藤 真理子	当事業年度開催の取締役会に13回中13回（出席率100%）出席。企業法務に精通した弁護士としての専門的見地から有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能の向上に大いに貢献しました。
社外取締役	小 越 信 吾	当事業年度開催の取締役会に13回中13回（出席率100%）出席。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から有益な質問・提言を行い、当グループの意思決定プロセスの監督機能向上に大いに貢献しました。
社外監査役	多 田 敏 明	当事業年度開催の取締役会に10回中10回（出席率100%）出席し、監査役会には11回中11回（出席率100%）出席。企業法務の分野を中心とした豊富な経験と専門的見地から有益な質問・提言を行いました。
社外監査役	若 山 巖太郎	当事業年度開催の取締役会に10回中10回（出席率100%）出席し、監査役会には11回中11回（出席率100%）出席。主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から有益な質問・提言を行いました。

- (注) 1. 小越信吾氏は2024年6月27日就任前の社外監査役としての出席を含んでおります。
2. 多田敏明氏及び若山巖太郎氏は2024年6月27日就任以降に開催された取締役会及び監査役会の出席回数となります。
3. 上記に記載の取締役会の出席回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が4回ございました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|--------|
| ①当事業年度に係る報酬等の額 | 81 百万円 |
| ②当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 84 百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画及び報酬額の見積りの相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務についての報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他のその必要があると認められた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

以 上

- (注) 事業報告は次のように記載しております。
記載金額、株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	111,416	流 動 負 債	50,268
現 金 及 び 預 金	16,291	買 掛 金	17,003
受 取 手 形	143	短 期 借 入 金	7,204
売 掛 金	35,346	1年内返済予定の長期借入金	9,016
商 品 及 び 製 品	38,799	リ ー ス 債 務	218
仕 掛 品	790	未 払 法 人 税 等	2,244
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,439	賞 与 引 当 金	1,842
前 渡 金	12,426	未 払 金	8,758
そ の 他	5,545	そ の 他	3,980
貸 倒 引 当 金	△366	固 定 負 債	32,900
固 定 資 産	60,493	社 債	5,000
有 形 固 定 資 産	33,195	長 期 借 入 金	20,691
建 物 及 び 構 築 物	11,941	リ ー ス 債 務	434
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,218	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,939
土 地	9,899	債 務 保 証 損 失 引 当 金	871
リ ー ス 資 産	557	繰 延 税 金 負 債	2,705
建 設 仮 勘 定	6,125	そ の 他	1,258
そ の 他	453	負 債 合 計	83,168
無 形 固 定 資 産	4,095	純 資 産 の 部	
そ の 他	4,095	株 主 資 本	85,104
投 資 そ の 他 の 資 産	23,202	資 本 金	11,658
投 資 有 価 証 券	21,597	資 本 剰 余 金	12,534
退 職 給 付 に 係 る 資 産	62	利 益 剰 余 金	61,012
長 期 貸 付 金	2	自 己 株 式	△100
繰 延 税 金 資 産	569	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,639
そ の 他	1,056	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,209
貸 倒 引 当 金	△85	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△106
繰 延 資 産	6	為 替 換 算 調 整 勘 定	418
社 債 発 行 費	6	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	119
資 産 合 計	171,916	非 支 配 株 主 持 分	3
		純 資 産 合 計	88,747
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	171,916

連結損益計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売上高	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上		436,112
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上		394,230
販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費	販売費		41,882
営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外		32,836
営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外		9,046
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	36	
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	179	
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	143	
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	454	
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	1,461	
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	256	
受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	受取	432	
営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外	営業外		2,964
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	761	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	54	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	5	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	67	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	140	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	320	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不		1,349
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不		10,661
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	7,860	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不		7,860
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	320	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	16	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	5	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	592	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不		935
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不		17,587
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	3,682	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	1,705	
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不		5,388
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不		12,198
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不		0
支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不	支不		12,197

(2025年3月31日現在)

(单位：百万円)

資 産 の 部				負 債 の 部			
科 目				科 目			
流 動 資 産			110,521	流 動 負 債			59,210
現金及び預金			14,479	買掛金			24,999
受取手形			54	短期借入金			11,361
商品及び掛貯蔵品			33,932	1年内返済予定の長期借入金			8,994
原材料及び掛貯蔵品			30,801	リース負債			131
			1,004	未払費用			8,661
仕掛品			49	未払法人税等			637
前払費用			18,667	未払引当金			1,250
前払金			553	賞与引当金			49
短期貸付			117	その他有価証券評価差額金			1,153
短期収入			7,502	固定負債			1,970
倒引当金			2,823	社長期借入金			29,244
固定資産			1,368	長期預り負債			5,000
有形固定資産			△834	長期リース負債			20,640
建物			40,912	退職給付引当金			450
構築物			16,530	退職保証損失引当金			278
機械及び装置			7,386	退職長期除却の負債			1,329
器具及び備品			511				871
土地			1,520				104
建物			251				540
一設			4,722				29
その他有価証券			347				
無形固定資産			1,789				
ソフトウェア			0				
ソフトウェアの償却			4,056				
その他有価証券			1,643				
投資その他の資産			2,379				
投資有価証券			33				
投資有価証券			20,325				
投資有価証券			7,583				
投資有価証券			10,147				
投資有価証券			39				
投資有価証券			1,490				
投資有価証券			452				
投資有価証券			128				
投資有価証券			571				
投資有価証券			△87				
投資有価証券			6				
投資有価証券			6				
資産合計			151,439	負債・純資産合計			151,439

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上高	425,213		
売上原価	390,316		
売上総利益	34,896		
販売費及び一般管理費	29,142		
営業利益	5,754		
営業外収益			
受取利息	272		
受取配当金	882		
業務受託収入	861		
不動産賃貸収入	497		
補助金収入	131		
受取保険金及び配当金	399		
その他	330		3,376
営業外費用			
支払利息	747		
社債償還利息	18		
不動産賃貸費用	351		
貸倒引当金繰入	333		
債務保証損失引当金繰入	140		
その他	236		1,828
経常利益	1,828		7,302
特別利益			
固定資産売却益	376		
抱合せ株式消滅差益	255		631
特別損失			
固定資産売却損	235		
固定資産除却損	6		
関係会社株式評価損	5		
生産事業構造改善費用	592		840
税引前当期純利益			7,094
法人税、住民税及び事業税	2,303		
法人税等調整額	△79		2,224
当期純利益			4,869

トピックス

海外事業拡大に向けたサプライチェーン強化(生産・調達基盤の構築)

当社は2026年3月期を最終年度とする中期経営計画において、「収益構造の再構築とサステナブルな事業運営」をテーマに掲げ、海外事業や国内成長市場への販売拡大等の新たな収益基盤構築に注力しています。その柱の一つである海外事業の拡大に向けて、日本産和牛の輸出および豪州Wagyuの調達力強化に取り組んでいます。

2025年4月には、豪州Wagyuの肥育農場であるブロードウォーターダウンス社の子会社化の手続きが完了し、豪州Wagyuの安定供給に向けて生産段階から直接携わる体制を整えました。今後、中国・東南アジアをはじめとした海外市場のニーズを開拓し、販売拡大を進めていきます。

さらに、2025年3月には国内最大級の和牛生産者である(株)水迫ファームとの新たな「資本業務提携」を締結し、当社の輸出向け専用和牛ブランドである「AKUNE GOLD」の調達基盤を強化しました。

また、(株)水迫ファームから牛の生産肥育に関するアドバイスを心得、豪州でのWagyu肥育に活かしてまいります。



食肉の輸出拡大に向けた取組が評価受け農林水産大臣賞を受賞

当社グループは、「令和6年度 輸出に取り組む優良事業者表彰」において、最高位である農林水産大臣賞を受賞しました。

2009年の食肉輸出施設認定以降、国内7工場で51の国と地域への輸出認定を取得し、年々その範囲を拡大しています。

また、技術者を海外に派遣してカッティングイベントを行うほか、海外取引先を国内工場に招いてのカット技術の紹介や食べ方の提案、スキンパック加工設備導入などを通じて、ロイン系以外の部位の需要喚起にも努めています。本受賞は、こうした長年の活動が総合的に評価されたものです。

今後も、グローバル市場での認知度と信頼を高め、安全・安心で高品質な商品をお届けしてまいります。



新商品 お客様ニーズに応える商品開発

当社グループでは、消費者の視点に立ち、市場環境やニーズを丁寧に分析し、日々の悩みや社会課題の解決につながる「価値ある商品」の開発ならびにブランド化に取り組んでいます。

なかでも主力のハンバーグ群は価格や品質に加え「新しい価値」の提案を重視。共働き世帯の「忙しくても、美味しい手料理で家族を喜ばせたい」という想いに応える商品として、「ふっくらやわらかハンバーグ」など3商品を「DELI BURG(デリバURG)」としてリニューアルしました。電子レンジで温めるだけで、素材の美味しさを活かした手作りのような家庭の味を手軽に楽しめる商品です。



スターゼンのサステナビリティ

温室効果ガス (GHG) 排出量削減への取り組み

SBTiによる1.5°C軌道認証の取得

当社は2024年6月に国際的な共同イニシアティブであるSBTiよりSBT認定を取得しました。

温室効果ガス排出量の削減目標がパリ協定の「1.5°C目標」に沿ったものとして認定されました。当社では、再エネ導入を推進するとともに、牛肉由来のメタンガス排出削減に向け、飼料添加物のトライアルを進めています。



認定を受けた温室効果ガス削減目標

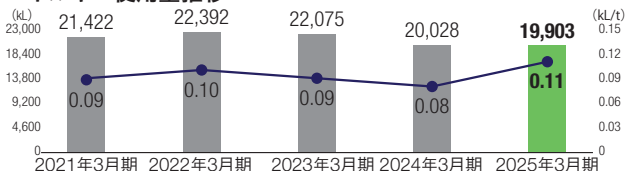
- スコープ1,2 : 2030年度42%削減 (22年度比)
- スコープ3 : 2030年度25%削減 (22年度比)
- FLAGスコープ3 : 2030年度30.3%削減 (22年度比)

エネルギー使用量の削減に向けて

当社グループは、GHG削減委員会設置やエネルギー可視化システム導入によりGHG排出量削減を推進しています。

全国4箇所に太陽光パネルを設置しており、2024年12月には阿久根工場に増設しました。2024年度、太陽光パネルによって約450tのCO₂排出量を削減しました。加えて、一部工場の屋根には遮熱塗装を施すことで、室内の温度上昇抑制と電気使用量の削減にも繋がっています。

エネルギー使用量推移



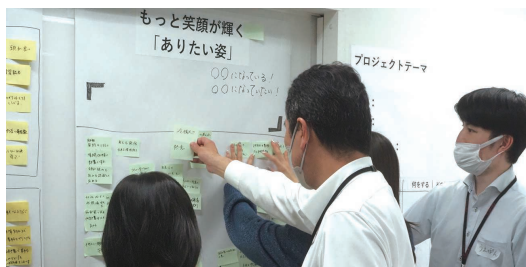
※原油換算でのエネルギー使用量 (左軸) / エネルギー原単位 (右軸)

※食肉処理加工事業 (6工場)、食肉処理事業 (1工場)、食品加工事業 (7工場) の合計

人的資本への取り組み

インターナルブランディング活動

2024年4月に刷新した経営理念とブランド・ビジョンを、従業員が自分事として捉え行動するための浸透活動 (インターナルブランディング) に取り組んでいます。現場の課題を従業員同士で議論し、目標を設定・クリアするという継続的な活動を進めることで自律自走型の組織風土を醸成しています。

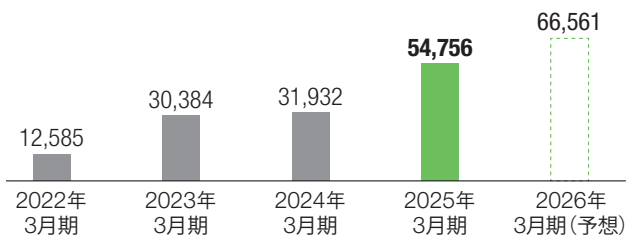


研修制度の拡充

社員の成長と自主性向上を図るため、年次別・昇級時や役職者向け選抜研修を実施し、幹部候補には伊藤邦雄氏 (一橋大CFO教育研修センター長) による年間研修プログラムを導入。

また、全社員対象に3,000講座以上のeラーニングを挙手制で展開し、能動的学習を促進。リスキングで知識習得と変化適応力強化を支援し、企業価値の向上にも繋がっていきます。

1人当たりの研修費推移 (単位:円)



※スターゼン(株)籍正社員 (関係会社への出向者を含む)

財務戦略

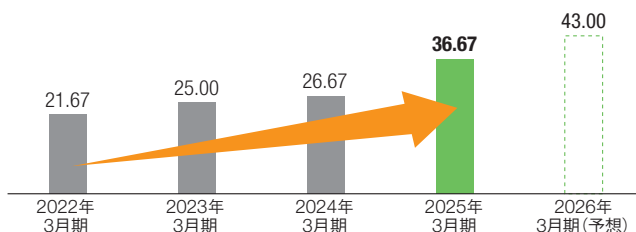
財務戦略の概要と配当方針の明確化 (DOE目標の設定)

当社では、現中期経営計画期間（2023年4月～2026年3月）において、資本収益性の向上と株主還元の両立に取り組んでいます。当社最大規模の3年間で総額400億円となる成長投資を計画し、それぞれ、海外事業の積極展開（120億円）、国内事業の効率化（110億円）、高付加価値商品の取り組み（60億円）、DX・業務プロセス改革（50億円）、維持更新投資（60億円）に向け実行中です。

こうした積極的な成長投資と株主還元のバランスを検討し、安定した還元を行うことを明確にするため、2024年11月には「DOE（連結純資産配当率）3.0%を目指す」という定量的な配当目標の設定と配当予想の修正を発表しました。投資が先行する中で、株主の皆様への還元を可能な限り充実させることを目指しています。

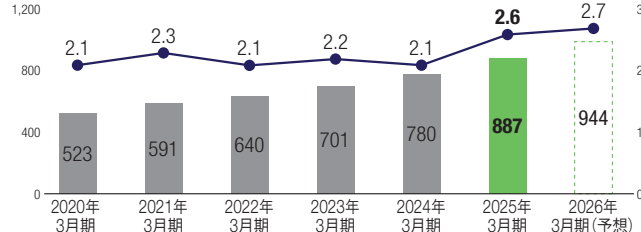
その他にも株式の売出しや自己株式取得、株式分割などを実施しており、これらの取り組みを通じて企業価値の中長期的向上をはかっていきます。

1 株当たりの年間配当金 (単位: 円)



※株式分割を加味した数値を記載しています。

連結純資産 (単位: 億円) / DOE (%)



具体的な取り組み

株式の売出しと自己株式取得

個人投資家を主体とする株主層の多様化と株式の流動性向上を目的に金融機関が保有する当社株式について売出しを実施しました。あわせて、株主還元と資本効率の向上を図るとともに、売出しに伴う株式需給への影響を緩和するため、15億円・150万株を上限とする自己株式の取得も実施しました。

株式分割による投資単位価格の引き下げ

投資家の皆様にとってより投資しやすい環境を整えるとともに、投資家層の拡大と当社株式の流動性向上を図るため、2025年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しました。

譲渡制限付株式 (RS) 付与制度導入および社員持株会における奨励金付与率引き上げ

業績や株価に対する社員の意識向上と株主の皆様との価値共有を促すため、社員持株会を通じた譲渡制限付株式 (RS) 付与制度の導入を発表しました。あわせて、持株会の奨励金付与率を2025年4月分より5%から10%へ引き上げました。

株主優待

日頃からご支援いただいている株主の皆様にご感謝の気持ちを込めまして、株主優待を所有株式数（2025年3月末時点＝株式分割前の株式数）に応じ、次の通り進呈いたします。



優待品進呈

200株
以上

3,000円相当の
当社グループ製品

1,000株
以上

5,000円相当の
当社グループ製品
（ミートギフトか加工品
ギフトのいずれかを選択）

2,000株
以上

10,000円相当の
当社グループ製品
（ミートギフトか加工品
ギフトのいずれかを選択）



10,000円相当の製品例

ご寄付

社会貢献活動団体・組織等への寄付制度を導入しております。ご寄付をご希望される株主様につきましては、優待品の発送に代わり、社会貢献活動団体・組織等へ優待相当額を寄付させていただきます。

※寄付の対象となる社会貢献活動団体・組織等については、社会情勢を踏まえ都度選定し、当社Webサイト等にてお知らせいたします。



割引販売

1株
以上

ギフト割引販売

歳暮ギフト、中元ギフトを特別価格にてご案内



おせち割引販売

「ローマイヤおせち」を特別価格にてご案内
（数量限定販売）



※画像は一例です。 ※製品の内容は予告なく変更する場合がございます。

新しい株主優待制度に関するお知らせ（2026年3月期より）

株主の皆様への日頃の感謝を込めるとともに、当社グループの事業に対する理解を一層深めていただくことを目的として、株主優待制度を変更（拡充）することといたしました。

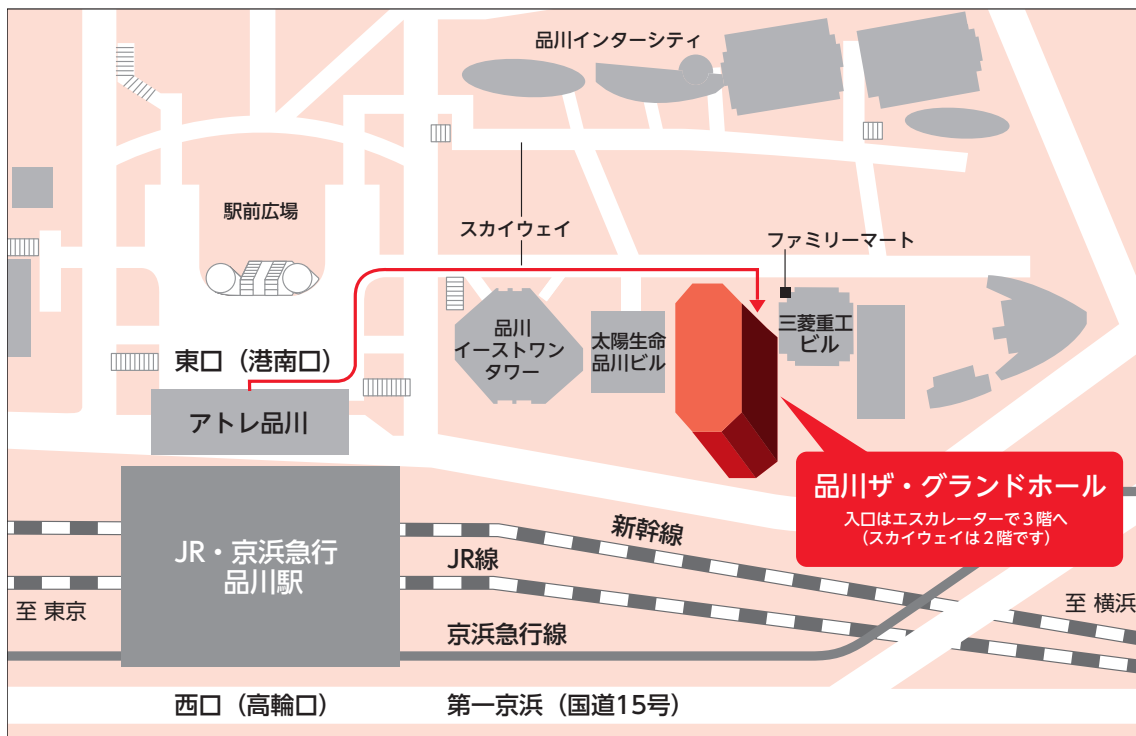
詳細は右の二次元バーコードをスマートフォンで読み取りいただき当社Webサイトをご確認ください。

なお、新制度は、2026年3月末の株主名簿に記載された株主様への贈呈より開始いたします。



株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区港南二丁目16番4号 品川グランドセントラルタワー3階 品川ザ・グランドホール



交通のご案内

JR 品川駅東口（港南口）
より **徒歩5分**

港南口方向へ連絡通路を進み、港南口右手スカイウェイ経由で、直接品川グランドセントラルタワーよりご入館願います。

※駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。

ご来場に当たりサポートが必要な方は、
事前にお電話でご連絡ください。

スターゼン株式会社 電話：03-3471-5521（代表）
（土日祝日を除く 8:00～17:00）

お土産をご用意しておりませんのでご了承願います。

UD
FONT

VEGETABLE
OIL INK